

「（仮称）次期桐生市総合計画」策定支援業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

平成30年6月20日

No.	該当資料名・質問項目	質問事項	回答
1	実施要領 8. 企画提案書等の提出 (1)	提出書類は、①～⑨までを一冊に綴じたものを計10部提出ということですか。CD-Rについては①～⑨をひとつのファイルに収めるべきでしょうか。また、綴じる方法に指定はありますか。	提出書類は、①～⑨までを一冊に綴じたものを計10部提出してください。 CD-Rについては、①～⑨をひとつのファイルに収める必要はありません。 提出書類の綴じ方について、特に指定はありません。
2	実施要領 8. 企画提案書等の提出 (1) ③	契約書の写しは実績表に載せる全ての業務分について添付するか。	様式3「業務受託実績表」に記載するものについては、全て添付してください。
3	仕様書 5-1. 平成30年度実施業務 (2) ア	現行総合計画（桐生市新生総合計画）の評価・検証・分析・課題の整理における庁内各課からの情報収集は、企画課を通したやりとりが基本でしょうか。あるいは各課との直接接触（ヒアリング等）を交えることが求められますか。	庁内各課からの情報収集は、企画課を通したやりとりが基本となります。
4	仕様書 5-1. 平成30年度実施業務 (3)	調査票の発送について、日本郵便によるメール便（ゆうメール）などを使用することはできますか。	調査票の発送については、日本郵便の「ゆうメール」等のメール便の利用も認めます。
5	仕様書 5-1. 平成30年度実施業務 (3) ②	調査票について、郵便局が発送を行う「ゆうメール」の利用は認められるか。	No.4の回答のとおりです。

No.	該当資料名・質問項目	質問事項	回答
6	仕様書 5-1. 平成30年度実施業務(7) 5-2. 平成31年度実施業務(3)	5-1(8)、5-2(4)の審議会は「必要に応じた会議への出席」とありますが、「総合計画策定委員会等の運営支援」では「資料等の作成」のみとなっており、出席の必要はないですか。また、審議会を含め出席の場合、議事録の作成は求められますか。	総合計画策定委員会等（庁内検討組織である総合計画策定委員会及び総合計画策定準備委員会）への出席は不要です。審議会（受託業者が出席した場合を含む）及び総合計画策定委員会等の議事録の作成は事務局にて行います。
7	仕様書 5-1. 平成30年度実施業務(7)(8) 5-2. 平成31年度実施業務(3)(4)	策定委員会、策定準備委員会について、会議への出席は含まれますか。また、策定委員会、策定準備委員会、審議会について、会議録等の作成は含まれますか。	No.6の回答のとおりです。
8	仕様書 5-2. 平成31年度実施業務(1)	基本計画策定段階でも庁内各課との情報交換は、企画課を通したやりとりが基本となりますか。あるいは各課との直接接触（ヒアリング等）を交えることが求められますか。	基本計画策定段階における庁内各課との情報交換は、企画課を通したやりとりが基本となります。
9	仕様書 5-2. 平成31年度実施業務(4)	審議会において、議事録の作成は仕様に含まれるか。また含まれる場合、事務局説明部分を省略した「要旨」でよいか。	議事録の作成は仕様に含まれません。議事録の作成は事務局にて行います。
10	策定方針 3. 計画策定の基本的な考え方(6)	SDGsに関する庁内の状況（検討体制など）について、おしえてください。	現在、SDGsに関して市独自の検討体制等は整備しておりません。事務局にて、国のSDGsの取り組み等について庁内周知を図っている状況です。

※質問事項は、受領した質問書の原文を掲載しています。